

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公用車管理規程（昭和五十九年公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を削る。

第三条（見出しを含む。）中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用承認手続）

第五条 公用車を使用しようとする者は、あらかじめ様式第一号の公用車使用申込報告簿により、保有機関の長の承認を受けなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事由により使用する場合は、口頭により承認を受けることができる。この場合においては、公用車の使用後速やかに前項に定める手続をとるものとする。

三 前二項の規定により承認を受けた公用車の使用内容を変更しようとするときは、その旨を、速やかに保有機関の長に連絡するものとする。

四 前項までの規定は、公用車を通勤の用に供する場合には適用しない。

第六条中「所属長」を「保有機関の長」に、「配車の依頼」を「使用申込」に、「公用車使用者」を「公用車の使用者」に改める。

第七条中「専任の自動車運転員のほか、」を削り、「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第八条中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第九条中「所属長」を「保有機関の長」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第十条を次のように改める。

（運転報告等）

第十条 運転者は、公用車の運転終了後、公用車使用申込報告簿により保有機関の長に報告しなければならない。

第十一条中「所属長」を「保有機関の長及び所属長」に改める。

第十二条中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号を様式第一号とし、様式第三号を様式第二号とし、様式第四号を削る。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。